改正後

一　不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

1　五MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ニに規定する五MHzシステムをいう。以下同じ。）

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、八七〇MHz以上四、九〇二・五MHz未満及び四、九五七・五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

改正前

一　［同上］

1　五MHzシステム（設備規則第四十九条の二十一第一項第九号ニに規定する五MHzシステムをいう。以下同じ。）

(一)　四、九〇〇MHzを超え四、九五〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、八七〇MHz以上四、九〇二・五MHz未満及び四、九五七・五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下

(二)　五、〇三〇MHzを超え五、〇六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合

周波数	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九九〇MHz未満のもの	二マイクロワット以下
四、九九〇MHz以上五、〇二二・五MHz未満及び五、〇六七・五MHzを超え五、二七〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、二七〇MHzを超え五、三四二MHz以下	〇・二マイクロワット以下
五、三四二MHzを超えるもの	一マイクロワット以下